

---

# 大和銀行ニューヨーク事件の教訓

橋 本 光 憲

---

## 目 次

はじめに

- 1 事件の概要と問題点
- 2 住友銀行との合併問題
- 3 問題のポイントの所在
- 4 大和銀行事件の本質

おわりに

## は じ め に

論者はかつて大和銀行ニューヨーク事件について以下のような短評を加えたことがある。<sup>1)</sup>

「さる（1995年）9月26日、日本経済新聞夕刊の一面はつぎのニュースを報じた。『大和銀、1100億円の損失、米国債投資の失敗、NY支店責任者が無断で穴埋め』その後、この問題は連日のように報道されている。

事実関係の解明は、日米、とくに米国司直の手に委ねられなければならないが、一方、この事件が国際金融市場にはかりしれない影響を与えたことが問題であろう。邦銀全体の信用が揺らぎ、ジャパンプレミアムによる資金調達を強いられ、スプレッドの縮小を余儀なくされている。

すでに、日本の銀行の不良債権問題とその不透明性から格付け機関の評価を下

げていることと相俟って、邦銀は国際金融市場で一段と苦境に立たされるに至ったのである。日本の金融システム全体に対する信任を失うような重大事である。

ことに、87年当時に信託子会社で米国債の簿外取引で140億円相当の損失を出しながら、これを隠蔽した事実の経緯は長く尾を引きそうである。

いま、欧州、米国の銀行が体制整備にやっきとなっているとき、日本の銀行がさらに後退するようなことになったら、問題は大きい。」

(追記：渡米中の11月4日、日本の新聞の国際衛星版は、『大和銀、住銀と合併へ』、『米、全業務停止を命令』と、一斉に報じた。)

いま、丸2年が経過し、大和銀行は米国からの撤退を余儀なくされたが、当初の信用不安に備えたと思われる住友銀行との合併交渉は実質的に頓挫の様相を呈し、大和銀行は自主再建の道を模索しているようである。

米当局は大和銀行との司法取引に応じ、事件の当事者の井口俊英被告、当時の津田昌宏前支店長共、禁固ならびに罰金の実刑判決を受けた。また、井口被告は獄中から『告白』なる事件の内幕書を刊行して話題を呼んだ。

これらの経緯をジャーナリスティックにまとめることは、論者の任ではないし、またその能力もない。

論者の目指すところは、小論「銀行経営と内部管理」<sup>2)</sup>で述べたように、銀行経営の今日的課題として内部課題を重視すべきことを主張し、その一環として、大和銀行ニューヨーク事件からどのような教訓を引き出せるかを考えるのが、本論文の主旨である。

以下、極力推論を避け、事実関係の積み重さねの中から問題の核心に迫ってみたい。

## 1 事件の概要と問題点

### (1) 当初の報道から

1995年9月26日(火)日本経済新聞(夕刊)は、

「大和銀、1100億円の損失

## 「米国債投資に失敗」

と題して、次の内容の報道を行った。

大和銀行の藤田彬頭取は26日、大阪市内で緊急に記者会見し、同行ニューヨーク支店の証券売買・管理責任者が米国債投資の失敗による損失を隠蔽（いんぺい）するために保有有価証券を無断で売却し、約11億ドル（約1100億円）の損失を被ったことを明らかにした。同行はこれを特別損失として95年9月中間期で一括処理するが、業務純益や有価証券、不動産の売却益を計上することで中間期の最終利益は当初予想70億円を確保できるとしている。

損失は、同行ニューヨーク支店のエグゼクティブ・バイス・プレジデントとして米国債の売買・管理を統括していた井口俊英氏が84年から11年間にわたり、簿外で無断売買して生じた損失を同行保有の投資有価証券を売却することで穴埋めしていたことが原因。井口氏は取引確認書の隠匿や有価証券残高証明の偽造により、損失を隠していた。

同行は現在、事件の全容解明を進めており、事態がすべて明らかになった時点で、経営陣を含めた責任者の処分と、井口氏の刑事告発など法的措置を検討する。井口氏は25日付で懲戒免職とした。（『日本経済新聞』1995年9月26日夕刊）

事実は、後掲図表「大和銀行事件の経緯」で示しているように、同年7月24日から9月26日大阪での緊急記者会見までの間に、様々な隠蔽工作が行われたのである。

金融専門週刊紙『ニッキン』1995年9月29日号は、邦銀の最近の失敗事例を掲げて本事件の金額の余りの大きさを指摘すると共に、「リスク管理の基本、逸脱」と題して、専門紙の立場から解説（下記）を加えている。

邦銀の主な取引失敗例			
	発覚時期	損失額	取引内容
第一勧銀シンガポール支店	82年9月	97億円	外為取引の為替差損
富士銀ニューヨーク支店	84年11月	115 //	外為取引の為替差損
第一勧銀ロサンゼルス支店	91年12月	30 //	外為取引の為替差損
大和銀ニューヨーク支店	95年9月	1100 //	米国債売買損

## リスク管理の基本，逸脱

**解説** ○…大蔵省では、行員個人による不祥事件とはいえ、住専処理など不良債権問題で金融システムの信頼性が揺らぎつつあるだけに、今回の事件で不安感が増幅する懸念を重大に受け止めている。蔵相・日銀総裁談話で内外の市場関係者に冷静な対応を要請したが、今後再発防止と金融システムの信頼回復に全力をあげて取り組む構えだ。

金融機関で増大するデリバティブなどの簿外取引では、リスク管理の組織・体制、フロントとバックオフィスの相互牽制、経営陣のリスク管理に対する認識が極めて重要とされる。大蔵省は事態を重視してデリバティブのリスク管理に関する通達を出し、注意を喚起する。

11年間の長期間も不正が発覚しなかったのは、債券売買と保管業務を同一人物に任せっきりにしてきたことが最大の原因といえる。都銀レベルではフロント・バックにミドルを加え、リアルタイムでディーラーの取引をチェックする体制を敷いているが、同行の場合は「根本的な管理体制がお粗末の一言につきる」（大蔵省幹部）。偽造についても「取引確認書（コンファーマーション）は証券会社によって紙質も体裁も違い偽造できない。単純なコピー用紙で通用していたとは通常の管理体制からは想像できない」（都銀幹部）と、同行の組織構造に疑問を投げかける。同行では「米国債投資を他に任せるディーラーがいなかった。有能で信頼していた」というが、人事管理を含め、今後実態の全容解明とともに同行の経営責任は厳しく問われるのは避けられない。

大蔵省は定期検査の一環で94年5月に同行の海外検査に着手。ニューヨーク支店のほかロスアンゼルス支店、サンフランシスコ支店に検査官を派遣したが「簿外取引で隠ぺい工作が巧妙で発見できなかった」（大蔵省幹部）。海外検査は本体への金融検査と合わせて支店、現法など複数拠点を検査、支店長などにヒアリングを実施するが、予告して現地に出向くシステム。抜き打ち検査と違い、予告の場合は資料や帳票類などを事前にそろえるため検査する側も受ける側も「緊張感に欠ける」との指摘がある。今後、運用と内部事務の相互牽制チェックに重点を置く意向だが、検査システムの見直しも課題となろう。

（『ニッキン』1995年9月29日号）

## (2) 事件の経緯

ここでは、論者が改めて作成するよりは久原正治氏の近著<sup>3)</sup>の図表（下記）

図表 大和銀行事件の経緯

1983年	NY支店で5万ドルをこす損失。密かに米国債を売り穴埋め開始。
1984年	大和信託簿外取引で3100万ドルの損失。幹部ぐるみで穴埋め。
1986年	(支店) 債券保管業務ダウNTOWN・売買業務ミッドTOWNと分離。井口俊英被告はダウNTOWNで売買続ける。
1987年	(信託) 簿外取引の損失が9700万ドルに膨れ、ケイマン法人に損失飛ばし。グループで穴埋め開始。
1992年11月	(支店) NY連銀検査。ダウNTOWNでの売買を偽装(支店ぐるみ)。
1993年1月	連銀検査終了。監査制度の不備で改善命令。
1993年11月	(支店) 擬装工作を連銀に報告。
1994年春	連銀処分を検討するが、大和銀の対応を信頼し撤回。行内では井口被告と歴代支店長を譴責処分。
1994年8月	(信託) ケイマンでの損失穴埋め終了し法人解散。
1995年	
7月24日	井口被告の経営陣向け(頭取宛)告白状。11億ドルの損失。
7月26日	大和銀500億円の第三者割り当て増資実施。
7月31日	6月30日現在の連銀あて虚偽のコールレポート提出。
8月8日	藤田彬頭取が西村吉正銀行局長に事件報告。
9月18日	大和銀はNY連銀に事件報告。
9月26日	大和銀は緊急記者会見で損失公表。FBIが井口被告を逮捕。
10月8日	(信託) 銀行ぐるみの穴埋め発覚。
10月9日	緊急取締役会で、藤田頭取退任、安倍川相談役の来年3月をめどにした退任、海保副頭取が同日付で頭取就任を発表。
10月19日	NY連邦地検が井口容疑者を背任・文書偽造容疑等で略式起訴。罪状認否で有罪認める。
11月2日	銀行監督当局は大和銀に90日以内に米国拠点を全面撤退するか売却するよう命令。
11月3日	NY連邦地検大和銀を重罪隠匿・詐欺など24の罪でNY連邦地裁に告発。津田昌宏前NY支店長を逮捕。 大蔵省大和銀にたいし銀行法26条に基づく業務改善命令。 大和銀と住友銀は業務提携発表。安倍川澄夫相談役辞任。

(資料 『日本経済新聞』『朝日新聞』『週刊金融財政事情』『週刊ニッキン』により作成)  
(久原正治『銀行経営の革新』学文社、1997年、129ページ)

を借りて、先ず一連の出来事に注目してみよう。

今回の事件発生以前の問題については、別に論ずる必要がありそうだ。また、連銀との関係については更に突っ込んで議論してみたい。

### (3) 事件の問題点

事件表面化から3週間後の日本経済新聞(95.10.6)は、「損失事件3つのナゾ」と題して下記記事を掲載した。

本稿は事件の真因追及が課題であり、また本記事についても更に究明すべき事柄が多いと思われるが、「事件発生直後における問題点の認識はどのようなものであったか」を理解するために、以下に引用しておこう。

#### 損失事件3つのナゾ

大和銀行のニューヨーク支店と信託子会社で起こった2つの巨額損失には、日本の本部がどの程度まで関与していたかなど、疑問点や不自然な点が多い。大和銀側は「わからない」あるいは「捜査との関連でまだ言えない」と説明を逃れている。米捜査当局や日米金融当局の解明を待つしかない面があるが、とりわけ不可解な3つのなぞについてまとめてみた。

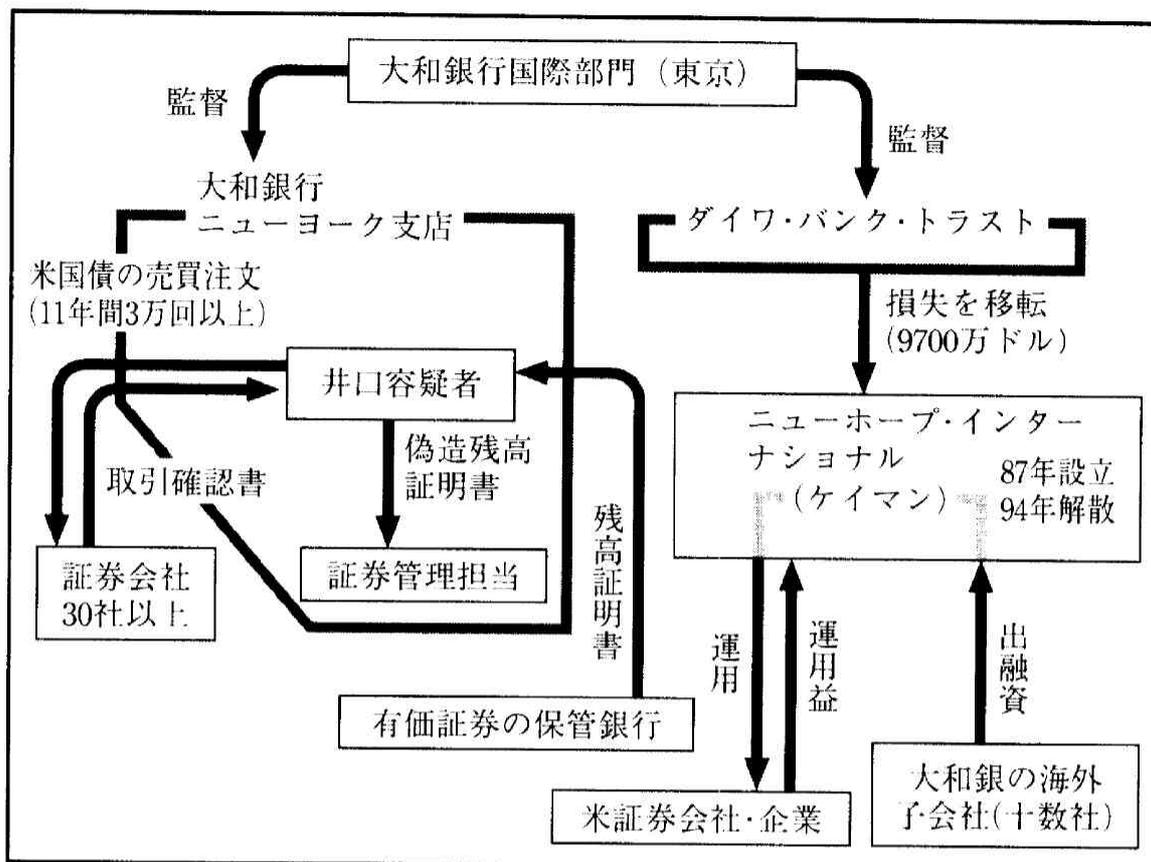
#### その1 お粗末な調査 本部も黙認か

【2つの巨額損への日本本部のかかわり】井口容疑者が起こした事件は単独犯行と説明されてきているが、損失額が大きく手口が複雑であるために、外部または内部に共犯者がいるのではないかとの見方は根強い。その連想で、本部も不正を黙認し隠蔽(いんぺい)しようとしていたのではないかと米捜査当局などが疑っているのは間違いない。

井口容疑者が事件を告白した後の行内調査がお粗末だったことも、こうした疑惑に油を注いでいる。当初の調査のために派遣したのは、ニューヨーク支店長として長年にわたって井口容疑者の直接の上司であり、発覚当時も東京で国際部門を担当していた山路前常務だった。「黙認していたから初動調査が鈍ったのではないか」との疑いが浮上している。

後から表面化した米信託子会社ダイワ・バンク・トラストの簿外取引による巨額損失については、日本の本部の関与がはっきりしている。84年に内部で発覚した段階で東京の国際総務部へ報告が届き、本部の黙認のもとにトラストの当時の

## 大和銀行のニューヨーク巨額損失の実態



(『日本経済新聞』1995年10月6日)

社長が簿外取引を続けて損を消そうとした。

しかし損は膨らむばかりだったため、本部の国際部門のトップだった副頭取の指示の下、87年に別会社に損を移して処理に入った。このとき安部川会長（当時頭取）も報告を受けたが、簿外取引の件は社内処分や当局への報告もなく、本部ぐるみで水面下での処理を図ったのではないかと疑いが残っている。

### その2 なぜ頭取に直訴

【井口容疑者の不可解な行動】井口俊英容疑者がとった行動には疑問も多い。たとえば「告白文」を親しい関係にあった安井健二前副頭取や山路弘行前常務、ニューヨーク前支店長ら直属の上司にではなく、なじみのない藤田彬前頭取に“頭越し”に郵送した。また、過去の巨額損失事件のように逃亡を図らなかったのも疑問だ。

「(告白文で)銀行が隠蔽するように仕向け、“免罪符”に仕立てるつもりだったのでは」……。同行幹部は告白文を読んだ感想をこう漏らす。

井口容疑者は告白文の中で、米信託子会社、ダイワ・バンク・トラスト（ニュ

ーヨーク)の9700万ドルに及ぶ損失が別会社に移された後、世界中の大和銀グループ会社の出資金や運用益で穴埋めされた経緯に言及している。

「自分が隠してきた損失も“トラスト方式”で穴埋めし、表面化させないで済ませないか。そこに一屢(いちる)の望みをつないだ」と見ることもできる。逃亡しなかったことも、それなら説明がつく。

しかしそれなら、井口容疑者を良く知り昇進にも手を貸したという国際部門トップの安井前副頭取に告白状を送る方が自然にも思える。トラストの処理は同部門主導で実施されたこともあり、頭取への直訴はやや不可解な面がある。

一部の幹部しか知らなかったトラストの損失発生を、なぜ井口容疑者が知っていたのか。関係者の話を総合すると、井口容疑者とトラストでの損失の主演の元行員Yはほぼ同年代。大和銀では人材が少ないディーリング分野で、互いにライバル心を抱いていたという。

「負けたくない」という競争心が強まるなかで、ライバルの手の内を知ろうとする。井口容疑者とYが懇意にしていたブローカーは同一人物で、この人物を通じて井口容疑者はトラスト事件の概要を知りえたとの見方もあるが、はっきりしたことはわからない。

### その3 「飛ばし」処理 税務問題焦点

【米信託子会社の損失飛ばしの実態は】大和銀行の米信託子会社、ダイワ・バンク・トラストの9700万ドルの損失は、損失を別会社に移し替える「飛ばし」の手法で処理された。大和銀と同行の海外子会社十数社が処理に関与した模様で、損失の隠蔽(ぺい)だけでなく、税務上でも問題になる可能性を指摘する向きもある。

大和銀の発表によると、ダイワ・バンク・トラストは84年、現地採用の元行員が権限外の米国債取引を簿外で実施し、3100万ドルの損失を被ったのが端緒。幹部も関与して、87年には損失額が9700万ドルに膨らんだ。

関係者によると、ダイワ・オーバーシーズ・ファイナンス(香港)など大和銀の海外子会社十数社は同年、ケイマン島に「ニューホープ・インターナショナル」という受け皿会社を設立。

この会社は十数社の出資金や融資資金、合わせて約4億ドルを運用し、運用益を損失の穴埋めに充てた。損失は94年に解消したという。

大和銀が「飛ばし」を実行した当時、日本では大手銀行が同様のやり方で不良債権を処理していたのは確かだ。しかし、実際には損失隠しと同じであり、“紛飾決算”とみられることもできる。

金融筋は「受け皿会社に出資した会社が配当金を受け取らなかった場合は、寄付行為に当たる可能性がある」とみている。寄付が立証されれば、本来支払うべき税金が支払われなかったとして、厳しい追徴を受けることになるという指摘だ。

米国では当局が調査中だが、税務上の問題が今後の焦点の1つになりそうだ。

(『日本経済新聞』1995年10月6日)

## 2 住友銀行との合併問題

大和銀行の不祥事件を複雑にしたものに、住友銀行との合併問題が急浮上したことが挙げられる。

### (1) 合併報道の発端

1995年11月4日(土)、日本の4大新聞各紙は一面トップ記事で、大和銀行と住友銀行の合併問題が浮上したことを報じた。大和・ニューヨークの現地行員の不祥事報道(9.26)後、わずか40日弱のことである。

なぜ、このような事態に立ち至ったのか。当時、滞米中の論者が購入した朝日新聞国際衛星版は、次のような見出しを打っている。

「大和銀、住銀と合併へ

97年春にも 金融不安解消狙う

不正取引事件 撤退命令 米での業務移譲」

そして、次のリード記事を付している。

米国債の不正取引事件で米金融当局の追及を受けている大和銀行は3日、将来の合併含みで、都市銀行大手の住友銀行の経営支援をおおぐことになった、と明らかにした。1997年春にも合併する見通し。米金融当局が2日、不正取引に伴う損失を隠したことなどを理由に、大和銀に対し米国から全面的に撤退するよう命令を出したのに加え、米司法当局も同日、詐欺、重罪隠匿など24の罪で同行を起訴した。前例のない厳しい処分で、国際部門が壊滅的な打撃を被ることになった大和銀は、顧客へのサービス維持などのため、同じ関西に基盤を持つ住友に支援

を要請し、住友も了承した。住友側は、大和銀の持つ都銀で唯一の信託部門などに魅力を感じており、事件発覚前の今年春ごろから、ひそかに合併を打診していた、という。それが今回の事件を契機に、一気に実現に向けて動き出した。実現すれば、来年春に誕生する東京三菱銀行を抜いて、資金量世界一の「スーパーバンク」になる。  
(『朝日新聞国際衛星版』1995年11月4日)

そして、関連記事として

「銀行本体を起訴 米地裁」

「国際業務の改善を命令 大蔵省」

「会長が辞任」

の3本の記事を添えている。

最後の記事は大和銀行の安部川澄夫実力会長のことで、(11月)3日付で辞任し、相談役に退いたことを報じたものである。この安部川会長が住銀との合併工作の推進者で、米国撤退命令に際して救済を申し入れたといわれる。

## (2) その後の論評

その後、大和・住友の合併問題は奇妙な足取りを辿っている。この詳細を追うことは、本論文の趣旨から外れるので、11月4日報道の前後から始めて時系列的に各種の論評をフォローすることによって間に合わせたい。

95.10.5 日経

大和銀 頭取・会長辞任へ

新頭取に海保氏 大蔵・日銀OB迎え入れ

95.10.5 日経(夕)

安部川大和銀会長 公職からも退く

大商副会頭や関空会長

95.10.21 週刊東洋経済

大「野村銀行」の夢は遠ざかったか

95.10.28 週刊ダイヤモンド

大和の名が金融不信の代名詞となってウォール街で囁かれ始めた早期合併

95.11.9 朝日

合併へ懸案だらけ 大和銀 住銀

容易でない人員削減

重複する店や取引先

行員らに強い違和感

・反対の署名も

・劣る収益性

米国の15支店 住銀に売却へ

2支店は閉鎖

#### 95.11.10 ニッキン（日本金融通信）

金融再編 一気に加速へ

住友銀，大和銀の米業務を全面支援

米当局，業務停止命令で

なぜ住友銀を選んだのか

「支援しやすい条件」

決め手 両行会長の親密さ

米国での全業務終結へ 大和銀

米当局が厳しい処分

96年2月2日まで撤退

大蔵省も業務改善命令

#### 95.11.13 金融財政事情

大和銀行米国撤退の波紋

大和銀行・住友銀行の記者会見要旨

#### 95.11.17 ニッキン

大和銀 労使協調体制がカギ

80周年に向け自主再建

リストラ具体策着手へ

大和銀 グローバル・バンク

住友銀，支援策急ぐ

大和銀従組

経営側に意見書提出

頭取との協議，早期に

大輪会（大和銀取引先）の声

「関係は変わらず」

「合併は混乱招く」

#### 95.12.1 日経

大和銀頭取会見

合併検討，来春以降に

「米での裁判に全力」

#### 96.4.13 日経

合併交渉，長期化へ

大和 行内に反対論

住友 「強引」避ける

住友・大和銀

合併結論，秋以降へ

#### 96.7.9 エコノミスト

ヤメタじゃすまされない「住友」「大和」の合併

合併報道の根拠／住友への反発／大和の「自主独立」気風

#### 96.11.26 エコノミスト

「ベタ記事で明らかになった『住友＝大和』合併騒ぎのウラのウラ」 須田慎一郎（金融ジャーナリスト）

タイで、住友銀行が支店開設を認可された。他の有力邦銀を押しつけて、なぜ住友銀行が選ばれたのか？ のリードで始まるこの1996年11月26日号の記事（以下に略記）について、著者のコメントを聞こう。

#### なぜ、住友が…

〈タイ政府は7日、日本興業銀行など邦銀3行を含む外国銀行7行に、現地通貨パーツでの預金集めや融資など、すべての銀行業務ができる支店(フルブランチ)の開設を認可した。……認可を受けた邦銀は、興銀のほか、第一勧業銀行と住友銀行……〉(1996年11月8日付『朝日新聞』朝刊)

筆者の確認しているところこの一件について報道しているのは、この『朝日』の記事だけのようであるが、このタイ・バンコク発の1本のベタ記事が、報じている内容は実をいうと、昨年銀行業界を大きく揺るがせた住友銀行と大和銀行との間の“合併騒動”とはいったい何だったのか、ということを大きく示唆するものだったのである。

そもそも、タイ大蔵省がタイ国内の邦銀の支店に、フルブランチ業務を認可したのは、1952年の三井銀行（現さくら銀行）、62年の東京銀行（現東京三菱銀行）以来だった。「大蔵省の窓口となったのは、国際金融局。国金局が、タイ大蔵省に対してリコメンデーションを行った中に、三和銀行の名前はなかった。そもそも大蔵省に与えられた推薦ワクは3行、つまり、大蔵省は三和を落として住友を入れた」（大蔵省銀行局関係者）

その結果、タイ大蔵省は、日本の大蔵省の意向を受ける形で、その3銀行に認可を与えたのである。

### **ギブ&テーク**

なぜ、大蔵省は、三和を落として住友を入れたのか？ その辺の事情について、大蔵省銀行局幹部はズバリ、こう断言する。

「住友銀行は、例の大和銀行事件の処理にあたって、大蔵省に非常に協力的だったから」

そして大和銀行が、この撤退に伴う一連の作業の協力を住友銀行に要請したことがきっかけになって、この両行の合併話が急浮上してきたのである。

「あの時点では、大和銀行の信用力の著しい低下が、日本の金融システムを根底から揺さぶりかねない状況にあった、と言える。それを食い止めたのは、住友銀行の英断だった」（大蔵省関係者）。

「今回、住友が、タイにおいてフルブランチ業務が行えるようになったのは、大蔵省との間での“ギブ&テーク”的な意味合いが強い、と考えてもらってもいい」（同）

そうなってくると、住友銀行と大和銀行の合併は、一つの決着がつけられた、と考えていいだろう。つまり、住友銀行は、合併の一件に関する上での借りを返してもらった以上、——それが、たとえ一部であったとしても——とりあえず、この合併は白紙にもどった、と考えていいのではないだろうか。

### **誰も手を出さない**

「そうした点で言えば、信用不安も起きず、いくら結果オーライとはいえ、大蔵省の“意向”にさからった大和銀行に対しては手痛いシッペ返しがかかるのではないだろうか」（大手都銀首脳）

事実、今回の一件で、興銀や第一勧銀ではなく、三和銀行が落とされたのも、それなりの理由があったから、とされている。

「木津信組処理や住専の日住金処理に関して、三和銀行は、極めて大蔵省に非協

力的だった」(大蔵省関係者)

といたったことが、今回の一件に大きく影響している、というのである。

「いずれにしても、タイのフルブランチ業務認可の一件で住友一大和の合併は、大蔵省の意向が働いたもの、ということが銀行業界の中では明らかになった。そうしたことから、将来的に、住友以外の銀行が大和銀行に触手を伸ばすことは、ちょっと、躊躇せざるを得ないだろう」(大手都銀首脳)

つまり、大和銀行は自らの合併戦略について、将来的に全くのフリーハンドということではない、ということも明らかになったようだ。

(須田慎一郎「ベタ記事で明らかになった『住友=大和』合併騒ぎのウラのウラ」  
『エコノミスト』1996年11月26日号)

まことに、一件のベタ記事からこれだけのことを推論した優れた論評である。論者としても、この論評をもって大和銀行の住友銀行との合併問題ののまために代えさせて頂きたい。

### (3) ジャパン・プレミアム再燃の問題

1995年9月28日、早くも日本経済新聞は「邦銀調達金利一段と上昇、ユーロ市場『銀行間』0.25%程度上乗せ、大和銀損失など響く」と報じた。

ジャパン・プレミアムとは、邦銀がユーロ市場等で欧米の銀行あるいは機関投資家から外貨資金調達を行う際に、欧米一流銀行の調達金利に付加される上乗せ金利分(朝日現代用語『知恵蔵』1997年)である。

石油危機当時の1974年、ドル不足の元で邦銀は最大約2%のプレミアムを要求された。当時これをジャパン・レートと呼んだ。

大和銀ショックは住専問題と相俟って、信用度の低い銀行では一時1%にも及んだといわれる。国際金融市場の不安を早期に解消する必要に迫られて、大蔵省指導による住友銀行・大和銀行合併策が企図されたことは、今や定説となっている。

この無理な合併工作が、後に今日の実質的破談につながったことは想像に難くない。しかし、昭和40年当時の寺尾威夫頭取が信託分離の当局指導に従

わず、信託併営を守り抜いたことに対する後遺症は、今また「お上のご意向に逆う銀行」として、厳しい“いじめ”に遭うことを覚悟しなければならないだろう。

### 3 問題のポイントの所在

都市銀行3か店の支店長を経て、本部の主任検査役、そして海外支店全13か店をインターナル・オーディターとして2年間に亘って自ら臨店指導して来た論者としては、一連の報道に的確さを欠くものが少なくないことに、かなりの不満がある。

教員転出前の総研在籍中は、やや名目的ながら国際業務アドバイザーの肩書を貰っていたが、専任教員就任後も毎年1回以上渡米しており、昨年11月にはニューヨークを訪問、若干のヒアリングを行ってきた。

#### (1) 米金融監督当局の懐いた疑問

次頁の表は1995年10月5日付の日本経済新聞記事である。事件公然化(9.26)後、10日も経たない時点の記事である。新聞社の機動力については流石と評価したいが、関連記事(ここでは省略)を見ても、「何を根拠にこれらの問題点が法令違反とされるのか」の具体的説明は全くない。

この時期、わずかに見られた的確な論評には次のようなものがある。

Y(金融アナリスト) FRBの制度規定の1つにFBSEA(外銀監督法)という法律があって、その中にインターナショナル・バンキング・オペレーションに関してレギュレーションKという規定がある。

この規定は、マネーロンダリング(資金洗浄)、アンセーフ・バンキング(非安全取引)、アンサウンド・バンキング(不健全取引)の3つを阻止するためあって、大和銀行の場合、11億ドルに及ぶ米国債の不正取引について、アンセーフ、アンサウンドの2つに抵触すると命令書ではっきり言及されている。

(『週刊東洋経済』1995年11月11日号、匿名座談会記事、56～57ページ)

### 米金融監督当局が問題視している4つのポイント

問題点	大和銀行の説明	米金融監督局の見方
損失発生を報告を95年9月までしなかった点	全容解明に時間がかかった	犯罪的行為の報告を迅速にしなかったことは法令違反
95年6月30日付の業務報告書（7月末提出）で事件に触れなかった点	7月24日に井口元行員の告白文が届いた直後で、正確な事実はつかめていなかった	事件発生を知らながら不正確な報告書をそのまま提出したのは問題
証券管理部門と市場取引部門の分離	93年11月に当局の指導に基づいて分離した	実質的には分離していなかった
井口元行員が最近まで米国債取引を続けていた点	藤田頭取への告白文が届いて知った	支店関係者が以前から知っていた可能性がある

（『日本経済新聞』1995年10月5日）

この記事にしても、レギュレーションKの第何条第何項に違反している云々などの注記がないと理解しにくい。

また、マネーロンダリングの問題は、「史上最悪の犯罪銀行」といわれたBCCI（Bank of Credit and Commerce International）（1991年7月5日、イングランド銀行が営業停止・資産凍結を命令）で問題となり、大和の井口被告が大和銀行から資金窃取をした際の手口でもあったようだが、その限りの問題に終わった。

巨額の資金異動を伴っていただけに、BCCI事件の後遺症で問題となったのだろう。

## (2) レギュレーションKの内容

手元にある Board of Governors of the Federal Reserve System, Regulation K, International Banking Operations, 12 CFR 211, as amended effective May 24, 1991（いわゆるレギュレーションK, 本文のみで28ページ, Statutory Provisions を含めて55ページ）により、内容を若干見てみよう。

Subpart A として、International Operations of United States Banking Organizations がある。この中には Edge corporation が含まれる。(Section 211, 4—Edge and Agreement Corporations) Agreement Corporations は FRA (Federal Reserve Act, 連邦準備法) の下で FRB (Federal Reserve Board, 連邦準備制度理事会) の合意を得た会社である。

Edge corporations とは Edge Act Corporations\* のことである。

従って、邦銀の子会社で米国で設立を認められた国際金融専門会社（米国の法人）は、当然レギュレーション K が適用される。

Subpart B は、Foreign Banking Organization に対するものである。Section 211. 21 Authority, Purpose, Scope では、以下のように述べている。

(a) *Authority*. This subpart is issued by the Board of Governors of the Federal Reserve System (“Board”) under the authority of the Bank Holding Company Act of 1956 (“BHCF”) and the International Banking Act of 1978 (“IBA”).

1956年銀行持株会社法とは、次のような内容である。

**Bank Holding Company Act of 1956:** applied to any corporation controlling 25 percent or more of the voting shares of at least two banks, or otherwise controlling the election of a majority of the directors of two or more banks. The law formulated standards for the formation of bank holding companies. These companies were strictly limited to the business of banking, managing banks, and providing services to affiliated banks.

この法律には、1966年改正法と1970年改正法が付いている（下記）。

**Bank Holding Company Act Amendments of 1996:** established uniform standards for bank agencies and the court in evaluating the legality of bank

---

\* **Edge Act Corporation** *n.* (米) エッジ法会社：国際金融業務に専門的に従事することを目的として設立された金融機関で、銀行系の子会社。▶1919年にエッジ上院議員の提案による法令に基づき、連邦準備制度理事会 (Federal Reserve Board) により設立許可を受けたもので、レギュレーション K の規制は受けるが、国内銀行に適用される法・規制から免除される。(『最新英語情報辞典』小学館、1986年)

holding company acquisitions.

**Bank Holding Company Act Amendments of 1970 :** ended the exemption from the Bank Holding Company Act that one-bank holding companies had enjoyed since 1956. This last amendment clearly regulated the ownership of bank shares and limited bank holding company entries into activities related only to the business of banking.

1978年国際銀行法とは下記の内容である。

**International Banking Act of 1978 :** federal legislation designed to remove many of the competitive advantages that foreign banks had over their domestic counterparts. The Federal Reserve Bank is now authorized to impose reserve requirements on foreign banks, for example, and for the first time there are restrictions on their ability to take deposits nationwide. Its basic purpose is to apply the McFadden Act of 1927, which forbids branching by American banks across state lines, to foreign banks. Until passage of this new act, foreigners have been free to open branches in any state which allowed them in.

定義はいずれも Jerry M. Rosenberg, Dictionary of Banking & Financial Services, Second Edition, John Wiley & Sons, New York, 1985に拠った。

さて、Subpart A の International Operations of the United States Banking Organizations に対してはどのような義務が課せられているのだろうか。

先に挙げた Section 211.1の(b) *Purpose* では次のように規定している。

(b) *Purpose.* This subpart sets out rules governing the international and foreign activities of U.S. banking organizations, including procedures for establishing foreign branches and Edge corporations to engage in international banking and for investments in foreign organizations.

Section 211.7の Supervision and Reporting の(c) *Reports* では報告義務のみを述べているだけで、問題の事故の報告についての規定は見当らない。あるのは各四半期末後30日以内に株式の異動と子会社を含めた活動を報告せよ

ということだけである。

レギュレーション K に付随する Statutory Provisions (制定規定) を見てみると、Federal Reserve Act の Section 25(a) Banking Corporations Authorized to Do Foreign Banking Business の中で、24, Criminal Offenses of Directors, Officers and Employees という規定があるが、“be imprisoned for not less than two years nor more than ten years, and may also be fined not more than \$ 5,000, in the discretion of the court” と示しているだけである。

その他の個所でも事故の報告に関する規定は見当たらない。

さて、一連の報道を 2 年間フォローして来た論者にとって、やや遅れはしたが、まともに法的根拠を裏付けとした議論にお目に掛かったのが、水野隆徳氏 (元富士銀行勤務, 国際金融評論家) の著書『ニューヨーク発 大和銀行事件』である (下記記事参照)。これは、FRB の告発状を引用したものであり、当然ながら情報は正確である。

### 30日以内の報告義務を怠った

「FRB 規則 K211.24(f)は、アメリカで業務を行う外国銀行、ならびにその支店、出張所に対して、刑事事件容疑が発覚してから30日以内に司法当局およびFRBに報告することを求めている。この規定があるにもかかわらず、大和銀行本店およびニューヨーク支店は適切な犯罪報告書を提出せず、司法当局ならびに金融当局に対し、大和銀行本店とニューヨーク支店の安全性と健全性に重大な影響のある事件についての報告が遅れた」(FRB の告発状。傍点筆者)

大和銀行事件について取材する過程で、アメリカが最も重視していた法令違反は、この「刑事事件容疑が発覚してから30日以内に司法当局および金融当局に報告する」という義務に対する違反である。注意すべきは「刑事事件容疑」が発覚してから、という部分である。

日本では報告が遅れたことに関して、大和銀行からも、大蔵省からも、「報告は事件の調査が済んでから」と説明されていた。

(水野隆徳『ニューヨーク発 大和銀行事件』  
ダイヤモンド社、1996年、119～120ページ)

米国で営業する以上、米国の法律に支配される。「刑事事件容疑が発覚してから30日以内に司法当局およびFRB（連邦準備制度理事会）に報告することを求めている」ことは、全く日本の常識とはなっていないのである。

### (3) 30日以内の報告義務

前項の「レギュレーションKの内容」では確認できなかった「30日以内の報告義務」について、末尾の水野隆徳氏の著書を参考に再度外部調査を試みた。

Regulation Kの211.24では、BCCI事件等を契機に外銀監督強化のために新たに関連条文の集約を行った形跡があり、最新の改正は1996年10月で、24(g)まで出来ている。では問題の条文24(f)を下に引用する。

(f) *Reports of crimes and suspected crimes.* Except for a federal branch or a federal agency or a state branch that is insured by the Federal Deposit Insurance Corporation, a branch or agency or a representative office of a foreign bank operating in the United States shall file a suspicious activity report in accordance with the provisions of Sec. 208.20, of the Board's Regulation H, 12 CFR 208.20.

すなわち、Reports of crimes and suspected crimesとして、a suspicious activity report (SAR)を提出せよ、としている。そして、それはFRBのRegulation HのSec. 208.20に従って行え、とあるから、また次の調査をしなければならない。

Regulation Hとは次の通りである。

Part 208—Membership of State Banking Institutions in the Federal Reserve System (Regulation H)

208.20の Suspicious Activity Reports とは、以下の説明の通りである。

208.20 Suspicious Activity Reports.

(a) *Purpose.* This section ensures that a state member bank files a Suspicious Activity Report when it detects a known or suspected violation of

Federal law, or a suspicious transaction related to a money laundering activity or a violation of the Bank Secrecy Act. This section applies to all state member banks.

そして、Time for reporting（報告期限）は、not later than 30 calendar days after the date of initial detection of facts と明記されている。また、容疑者が発見できない場合は、さらに30日間の猶予が認められるとしている。

(d) *Time for reporting.* A state member bank is required to file a SAR no later than 30 calendar days after the date of initial detection of facts that may constitute a basis for filing a SAR. If no suspect was identified on the date of detection of the incident requiring the filing, a state member bank may delay filing a SAR for an additional 30 calendar days to identify a suspect. In no case shall reporting be delayed more than 60 calendar days after the date or initial detection of a reportable transaction. In situations involving violations requiring immediate attention, such as when a reportable violation is ongoing, the financial institution shall immediately notify, by telephone, an appropriate law enforcement authority and the Board in addition to filing a timely SAR.

なかなかややこしい法律の構成である。素人には理解しにくい。事件の主犯、井口俊英『告白』（後述）によると、大和銀行は事件の処理に当って弁護士を使っていたようだが、もし隠蔽をアドバイスしていたとしたら顧問弁護士失格どころか、弁護士資格剥奪ものであったろう。

これら一連の問題をどう理解するのか。ニューヨーク州弁護士の資格を持つブルース・A・オートワイン氏（住友信託銀行ニューヨーク支店シニア・バイス・プレジデント）の<sup>4)</sup>説明を参考にしてみよう。

### 連邦政府に対する報告義務不履行および虚偽報告

1978年国際銀行法（IBA）に基づき、外銀の支店（エージェンシーを含む）は管轄地域内の連邦準備銀行に対し、自己の銀行活動および財務状態を開示するためのいくつかの定期的報告書を提出するよう義務付けられている。その一つ「コールレポート」として知られる「外銀の米国支店の資産と負債に関する報告」

は、四半期ごとに提出されなければならない。これとは別に、外銀は IBA に基づき、外銀を巻き込んだ犯罪や、疑わしい一定の行動について、最初の発生から 30 日以内に「疑わしい行動に関する報告」を提出しなければならない。

IBA は、外銀が提出を義務付けられた報告書を期限内に提出しなかったり、虚偽または誤解を招くような情報を含む報告書を提出した場合、行政罰および刑事罰を科している。外銀に科される罰金の額は、内部管理が適正であったかどうかによるが、提出された報告書が虚偽情報を含んでいた場合には、それが意図的になされたか否かによって決定される。本来なら過失を防止できる程度の一定レベルを満たす内部のチェック体制を外銀が有していたにもかかわらず、過失の結果として、報告書を期限内に提出しなかったか、あるいは虚偽または誤解を招く情報を含む報告書を提出したと FRB が判断した場合には、当該外銀は報告書の提出遅れの期間と虚偽または誤解を招く情報が訂正されるまでの期間のそれぞれ 1 日当たり 2000 ドルを上限とする金額の過料を支払うことになる。(後略)

(ブルース・A・オートワイン「在米邦銀をとりまくホワイトカラー犯罪法」

『金融財政事情』1996年7月8日号)

## 4 大和銀行事件の本質

前項で「米金融監督当局が問題視している 4 つのポイント」に全て答えられた訳ではないが、この事件は様々な広がりを見せているだけに、以下の諸点でも解明を試みてみたい。

### (1) 「大蔵省と大和銀行」による犯罪

先に挙げた『ニューヨーク発 大和銀行事件』の中で、水野隆徳氏はこの歴史的金融犯罪は、3 つの部分からなっている (はしがき)、と述べている。すなわち、

第一は、大和銀行ニューヨーク支店のトレーダー、井口俊英が1984年から95年までの11年間にわたって、米国債の不正売買によって11億ドル(約1100億円)の損失を発生させたというものである。事件は井口の藤田彬頭取(当時)宛ての告

白文によって発覚、大和銀行の本部とニューヨーク支店は事実を確認した上でその隠蔽工作を図った。この事件では、大和銀行がFRB(米国連邦準備制度理事会)とニューヨーク州銀行局による監督当局の検査の際、違法行為について嘘をついてきた事実も暴露された。

第二の犯罪は、大和銀行の米国現地法人子会社「大和銀行信託会社(ダイワ・バンク・トラスト)」で、1984年から87年までの間に9700万ドルの損失が発生、大和銀行の本部とニューヨーク支店・大和銀行信託会社の幹部が、ケイマン諸島や香港などの子会社を使って損失を隠蔽した事件である。

第一、第二のいずれにおいても、大和銀行は、法律で定められた「30日」以内に米国の監督局に報告すべしという義務を怠った。

第三の犯罪は、11億ドル損失事件について大和銀行から報告を受けた日本の大蔵省が、それを米国の監督当局に報告することを怠った上に、大和銀行から報告を受けた日について大和銀行と口裏を合わせて嘘をついていた事件である。

(水野隆徳、前掲書)

これらの指摘は正しい。以下、論者の補論を展開しよう。

第一の犯罪については、本人の『告白』や様々な報道がなされている現在、それを集約して見てもあまり意味はなかりう。ただ、犯罪の枠組みのみは、ここで確認しておきたい。

1995年9月27日の日本経済新聞では、見出しとして

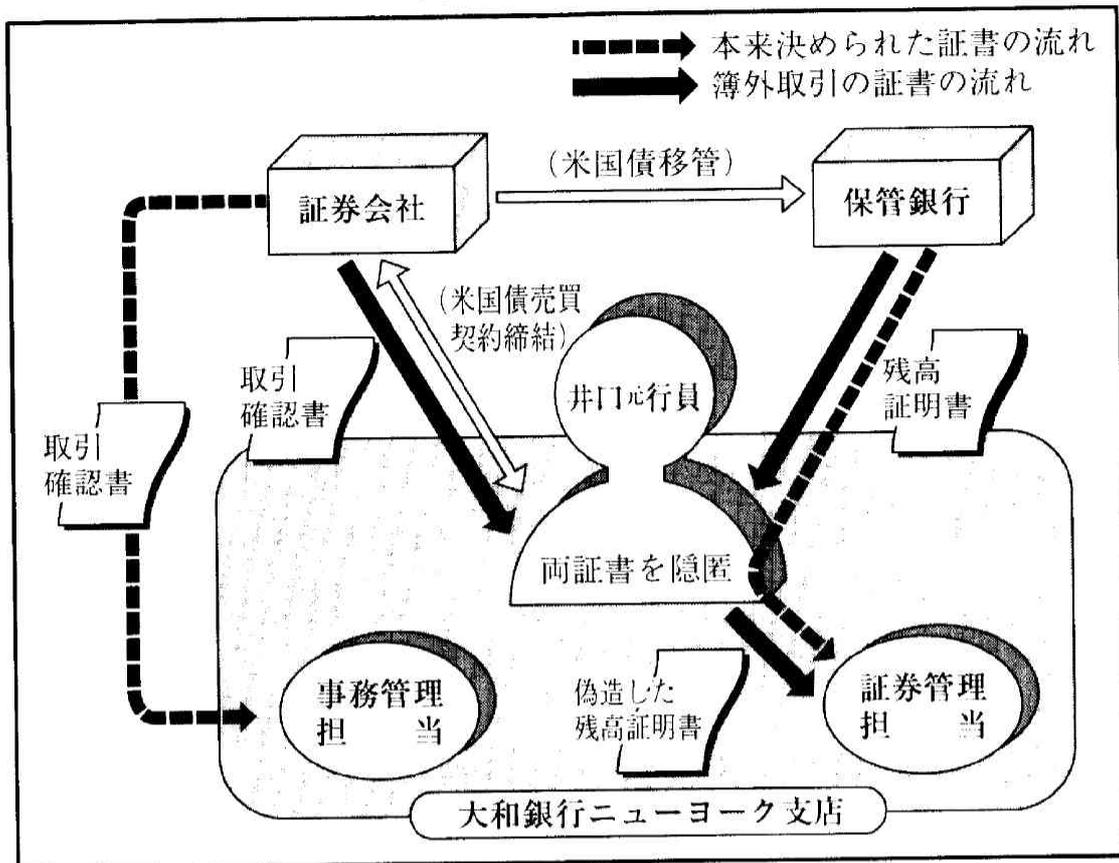
「大和銀の巨額損失 多重チェック不備  
リスク管理基本なおざり  
現場任せの甘さ露呈」

を掲げ、次頁の図を示している。

同日の日経夕刊では、さらに「大和銀の巨額損失、無断取引3万回、FBI、元行員の逮捕発表」と報じている。当初は急場に出て来た損失額11億ドルの全額すらあやしいとの声もあったが、『告白』の中で数年間、再三告白の機会を窺って資料を整理していた事情が述べられており、当らずとも遠からずの数字なのであろう。

ただし、司法取引により事件の幕が閉じられた現在、事件の正確な内容は

### 米国債簿外取引の構図



(『日本経済新聞』1995年9月27日)

外部から窺い知ることには困難である。

なお、1995年10月13日の日本経済新聞によると、井口被告は93年11月のニューヨーク連銀検査で米国債の売買業務と保管業務を分離していないことが発覚し当時のニューヨーク支店長らをけん責処分した際、担当者数人と共にけん責処分されている。

『告白』の中から、問題になりそうなことを拾っておこう。

<p. 17> 安井健二副頭取 国際担当 (H7.7.24) 「機密を守らなければならないのは君の言う通りで、今は頭取と海保孝副頭取と我々3人しかこのことを知らない。アメリカでの問題にすると大変なことになるというのは、皆同意見です。…」

3人は4人の誤りか。海保現頭取が一枚噛んでいた？

<p. 36> 8月13日から津田氏が一時帰国することになった。15日に頭取を交えて

会議をするらしい。この時点で終わっていた検証作業はバンカーズトラストの証券保管残高の照合のみである。無断取引の検証にはまだ手をつけていない。私は概算で無断取引による損失約7億ドルと利息支払分約4億ドルを算出して津田氏に手渡した。

損失額に触れる。

〈p. 62～63〉私にあてがわれたのは、ニューヨーク連邦弁護士サービスのチーフであるレオナルド・ジョイ弁護士であった。日曜日にもかかわらず、すぐにニュージャージーの自宅から飛んできてくれた。長身で白髪の年配の弁護士であるが、私の話を聞いてこう言った。

「君には本来であれば3つの選択肢があった。第一は無罪を主張して裁判に持ち込み、公判で陪審院の評決を受けること。第二は、政府と司法取引(Plea Agreement)をして、起訴事実の一部を取り下げさせて有罪を認める。第三は、他の犯罪人を摘発するため検察に協力し、その代償として5Kレターを受ける。協力取引(Cooperation Agreement)のことだ。連邦犯罪には量刑のガイドラインというものがあるが、判事はこの基準に沿って量刑を決定しなければならない。しかし、検察が5Kレターを判事に提出すれば、彼は独自の判断でガイドラインを下回った量刑を言い渡すことが出来る。ただ、この場合、被告は全ての起訴事実に対し有罪を認めると同時に、事件に関連したことについては包み隠さず正直に陳述することが要求される。たとえ些細な<sup>ささい</sup>なことでも事実を故意に偽ったり、隠していたことが後日判明すると条件違反として協力取引は無効になる」

聞いているだけでも汗が出る。

「さて、君の場合、選択肢の第一は、残念ながらアウト。なぜなら罪を全面的に認めた告白状を大和が検察に渡してしまったことと、昨日君はその告白状の筆者であることを認めてしまったからだ。検察が容易に有罪を立証出来ることからして、第二の司法取引も検察にとり何のメリットもないのでアウトだ。となると、第三の協力取引が唯一の選択肢ということになる。検察は大和を摘発しようとして君の協力をことさら必要としている。連邦検察局自身がこんなニュージャージーの山奥まで来ていることからして、彼らは何か相当大きな獲物を追っているようだ。協力取引をせず有罪になれば、ガイドラインで見ると5～6年の懲役はまぬがれない」

あれだけ銀行のためを考えて行動してきた私をこのような状況に追い詰めた

大和に復讐して自分の刑も軽減できる、私の方針は一応これで固まった。

(井口俊英『告白』文藝春秋、1997年)

なお、本人は事情はどうであれ5万ドルの横領(1984年?、138ページ)、次に52万ドル(1988年1月、166ページ)の横領を行っている。

『告白』執筆の動機には、大和首脳が最終的に隠蔽工作に応じなかったことへのうらみと、出版による生活費稼ぎがあったと思われる。

井口被告は、1996年12月16日、禁固4年、罰金200万ドルの実刑判決を言い渡され、服役中である。

**【ニューヨーク16日=小仲秀幸】** 昨年9月に発覚した大和銀行ニューヨーク支店の米国債不正取引による巨額損失隠ぺい事件で、約11億ドルの損失を隠して詐欺の共謀罪や文書偽造罪などに問われ、司法取引で有罪が確定した元嘱託行員の井口俊英被告(45)に対する量刑言い渡し公判が16日午後、ニューヨーク連邦地裁で開かれた。ルイス・キャプラン判事は「歴史的な犯罪」と述べ、同被告に対して禁固4年、罰金200万ドルの実刑判決を言い渡した。また、横領した57万ドルを大和銀行に弁済するよう命じた。(『日本経済新聞』1996年12月18日)

愛知学院大学教授後藤新一博士は、『エコノミスト』97.3.11号の書評で、「大和銀行巨額損失事件の張本人が語る赤裸々な記録」について論じておられる。その最後に、「この手記と時を同じくして、シンガポールの金融市場で1300億円の損失を出した英国ベアリングズ銀行の花形トレーダー、リーソンが獄中で執筆した『私がベアリングズ銀行をつぶした』(新潮社)が刊行された。いずれも金融犯罪の張本人が不正取引の全貌を語り、内容があまりに似ていることに驚かされる」とコメントしているが、井口自身は、

大和の幹部は私が彼らの怠慢な経営、管理のもとに醸成された杜撰な体制の中で、どのように12年間も苦悩の日々を送ってきたかを知ろうともしない。

それこそ95年の2月、日経の先物取引で巨額の損失を出した英国ベアリング証券のトレーダー、ニック・リーソンのように国外に逃亡でもされてはかなわないと思ったのであろう。2年間で14億ドルの損をして逃亡したリーソンと、12年間苦悩を耐えたあげく銀行にこれ以上の損失をもたらさないようにと、40ページの告白書を持って事件を報告し、頭取の指示を仰いだ私との違いが分からないよう

だから、こんな結果になってしまったのだ。9月18日になって、安井副頭取がニューヨーク入りし、やっと連銀に報告した。大和はこの期に及んで、発表は10月5日にしたいので、公表しないでくれとぬけぬけと連銀に頼み込んでいた。大蔵もニューヨーク駐在を通し同じ依頼をしている。55日間も報告を遅らせたうえ、まだ20日間近くも情報開示を遅らせようとする日本の大蔵と銀行に、米国当局は開いた口がふさがらなかったに違いない。(井口俊英、前掲書、284ページ)

と、リーソンとの違いを挙げている。たしかに、後輩の出世を喜び、部下(5人)を気遣うといった日本人的な心情も見受けられたが、これとて所詮言い訳に過ぎまい。

## (2) 大和銀行信託会社の犯罪

大和銀行ニューヨーク事件で、最も憐れを留めたのが、津田昌宏取締役前ニューヨーク支店長であろう。その理由は順次述べる。

1996年2月29日の日本経済新聞夕刊は、「大和銀が司法取引巨額総失事件共同謀議など認める、米検察当局16罪状で罰金356億円」と報じた。そして、罰金の金額等について次の説明が続く。

裁判で有罪が確定した場合は最大で13億ドル(約1300億円)の罰金が科される可能性があったが司法取引によって罰金は約4分の1になった。それでも3億4000万ドルは「米刑事事件の罰金としては過去最大」(米検察関係者)となった。大和銀行は昨年11月の起訴以来、一貫して無罪を主張。この間、FRBの行政処分を受け2月2日に米国から撤退。4月15日からは公判が予定されていた。

今回の司法取引で大和銀本体の刑事処分は決着するが、前ニューヨーク支店長の津田昌宏被告と元嘱託行員の井口被告の刑事裁判は残る。

(『日本経済新聞』1996年2月29日)

続いて、3月1日付の日経紙は司法取引の背影について、次のような記事

---

\* **司法取引** 検察側と被告側が裁判にかかる時間と費用を節約するために、話し合いで事件に決着をつける米国特有の制度。被告がより軽い罪を認めるか、複数の訴因のうち一部の訴因について有罪を認める代わりに、検察側が軽い罪に変更したり、他の罪の起訴を取り下げたりする例が多い。逮捕後、起訴後、公判中のどの段階でも双方が合意すれば成立する。米国では刑事事件の8-9割は司法取引で決着する。(同記事注記)

を掲げている。

### **大和銀 司法取引に2つの事情**

大和銀行がニューヨーク支店の巨額損失事件で米検察当局との司法取引を急いだ背景には、事件を早期に決着させて経営自体と経営中枢への影響を最小限に食い止めたい大和銀の事情があった。司法取引を拒めば、米国を舞台にした別の不祥事「ダイワ・バンク・トラスト事件」で起訴されて致命傷を負う可能性が強かった。さらに、3月以降に予定されていた証人尋問や公判では、事件発覚後の対応をめぐって大蔵省との異例の対立も予想された。

#### **▶トラストへの波及懸念**

米検察当局は「司法取引に応じなければ、トラスト事件を起訴する」との姿勢を強めていた。大和銀にとってトラスト事件は、ニューヨーク支店事件よりも重かった可能性がある。

「ダイワ・バンク・トラスト事件」のあらまはこうだ。大和銀の米信託子会社のダイワ・バンク・トラストは、社員の不正な米国債取引をきっかけに87年までに9700万ドルの損失を出した。大和銀はペーパー会社をつくって損失を移したうえ、香港の現地法人など海外のグループ会社6社が多額の資金を融資。94年に損失をすべて穴埋めした。

大和銀はトラスト事件については米金融当局だけでなく、大蔵省にも全く報告していなかった。大和銀の実力者、安部川澄夫・前会長など当時の経営陣が事件の途中からとはいえ、一定の関与をしていた。

仮に米検察がトラスト事件の起訴に向けて証拠収集に動き出せば、安部川氏を含め、事件のあった7年間の海外関連会社の経営者など幹部数十人が対象になる。さらに「罰金もニューヨーク事件並みの巨額になる可能性もある」（日本の司法関係者）。

米検察が「トラスト事件を不問に付す」と明言したことが、安部川氏をはじめとする経営中枢を守りたい大和銀を司法取引へと促した面が大きい。

#### **▶大蔵幹部尋問に不安**

ニューヨーク支店事件に関連して、大和銀側は3月上旬に幹部のビデオによる証言を予定していた。一方米検察は、大蔵省銀行局長など幹部4人の証人尋問を検討していた。昨年7月下旬に大和銀が事件を知ってから、大蔵省の指示の有無について争う公算が大きかった。

監督官庁の大蔵省との対立は、大和銀にとって裁判対策だけでなく、今後の経営にも決して有益とはいえない。取引先の動揺、金融界での立場も怪しくなりかねない。大和銀は、裁判が大掛かりになって引くに引けなくなる前に、司法取引を決断したといえる。

（『日本経済新聞』1996年3月1日）

井口被告自身は大和トラスト事件には直接関わっていなかったが、『告白』で次のような証言をしている。

「とりあえず明日までに、具体的にどういう取引をしたとか、どの時点でどれだけの損失が出たかをもう少し詳しく書いてくれ」と依頼された。

20分ほどして、1カ月前に赴任した津田ニューヨーク支店長と、木寅大和トラスト社長が現れたので私は2人にも同様に詫びた。2人は意外に落ち着いていた。津田氏は、大和トラスト開設委員、ニューヨーク支店副支店長、大和トラスト副社長を歴任してきた人だ。木寅氏も大和トラストが長く、80年代より、7、8年も勤務をしてきている。

大和トラストは、1976年アメリカの一般顧客を対象としたリテールバンキング（預貯金などの窓口業務）を中心に、主として対米系企業の営業基盤拡大の目的で現地法人として設立された。80年代なかばより、米国債の先物取引などの投機的事業に手をそめていき、その過程で巨額の損失を出していた。この損失の隠蔽<sup>いんぺい</sup>に津田、木寅の両氏は深く関与していた。

これが、後に明るみになる大和トラスト事件だが、大和トラストで損失の隠蔽に関わった2人の手だれが、今回もその処理にかかわることになったのである。

（井口俊英，前掲書，24ページ）

津田昌宏取締役（前ニューヨーク支店長）は、1995年11月2日、同支店の巨額損失事件に絡んで米連邦捜査局に逮捕され、その後釈放されていたが、11月20日取締役を辞任した（日経，97.11.21）。

裁判では無罪を主張する方針で、大蔵省・大和銀行関係者の証人申請を検討していた（日経，96.2.23）が、1996年2月28日大和銀行が大和トラスト事件（実は津田被告自身が絡んでいる）の追及を免れるべく司法取引に応じたことによって、96年4月4日自らも検察側との司法取引に応ぜざるを得ない羽目となった（日経，96.4.6）。

「身から出たサビ」と言えば、その通りだろう。津田前支店長は、1996年10月25日ニューヨーク連邦地裁で、禁固2カ月とその後1年間の保護観察、罰金10万ドルの実刑判決を言い渡された。ニューヨーク連邦地検は司法取引で重罰隠匿罪の起訴を取り下げた（日経、96.10.26）。

1996年11月29日（28日発行）の夕刊フジは、津田元 NY 支店長は量刑について控訴せず、期限の29日を待たずに裁判所に出頭、27日収監のため執行官に引き渡された、と報じた。

平取とは言え重役の一員が刑務所に入れられたのである。「企業戦士」の哀れな結末であった。その後の消息は知らない。

### (3) 大蔵省の罪（国際的なウソつき）

これは各方面で論ぜられ、さらにコメントすることも少ない。日本ではお代官様で通っても、世界には通用しない。はやりの言葉で言えば「国際基準」感覚ゼロのお粗末振りである。

大和銀行とて同じである。大和は事件を起した当事者である。それにもかかわらず、隠蔽工作に専念し、大和トラスト以来の「国際ルール」無知のオバカさん集団である（渡辺良行「大和銀行の隠蔽工作<sup>5)</sup>」）。

次頁の漫画（土田直敏氏作）は、何よりも雄弁に大蔵省と大和銀行の下相談の場面を語ってくれる。これは1995年8月8日、大和銀行の白金寮に大蔵省の西村銀行局長、村木銀行課長を招いた時のイラストである。

95.11.11号の『週刊東洋経済』に、「暴かれる日本型秘密金融行政」の座談会の記事に添えられた漫画である。

1995年11月28日の日本経済新聞夕刊では、28日米上院銀行委員会で、グリーンSPAN米連邦準備制度理事会（FRB）議長が、米当局への通報の遅れについて「大蔵省の失策である」と強い言葉で批判した、と報じている。つまり、グリーンSPAN議長は“怒っている”のである。

『エコノミスト』95.11.21号では、「大蔵省、大和の<sup>秘</sup>リークで“権威”失



### 落下物に注意

(漫画：土田直敏，座談会「暴かれる日本型秘密金融行政」『週刊東洋経済』1995年11月28日号)

墜」という記事が載っている。8月8日の密室での会合が、大和のリークによって明るみに出たのである（下記）。

大和銀行事件で、8月8日に大蔵省の西村吉正銀行局長が大和銀行側から事件発生の報告を受けながら、9月18日までニューヨーク連邦銀行に報告しなかった不手際は、国際的にも強い批判を浴びている。

しかし、大蔵省にとってよりショックだったのは、8月8日の密室の会合が、大和のリークによって明るみに出たことである。この種の話は外部に漏れることがなかっただけに、“落ち目”の大蔵省に与えたダメージは大きかった。

何故、大和は「秘密」をオープンにしたのか。同行は米金融当局・捜査当局に詳細な経過報告を求められたからだ、と言っているようだ。が、大蔵省内の受け止め方はいささか異なる。同省の中堅幹部はこうみている。

「大和の言っている通りだろうが、それと同時に大蔵省が足元を見透かされたということです。いま、銀行業界だけでなく証券、保険などの大蔵所管業界はともに“大蔵省のお手並拝見”という態度をみせるようになっている」

つまりは、大蔵省の“権威”が失墜し、業界は同省との距離をとり始めたということだ。

これに対して大蔵省が強権で押さえつけようとしても、同省には決定的な“弱み”がある。主計官僚だけでなく、金融・証券当局の官僚も業界からの“過剰接待”漬けになってきたといわれる。その具体的事実が暴露されれば、とんでもない混乱に陥るからである。  
(『エコノミスト』1995年11月21日号)

1996年2月28日の司法取引でも、大和銀行は通報遅れは「大蔵省の意向が影響したもの」としている(司法取引の合意陳述書)(日経, 96.2.29, 夕刊)。また、津田前ニューヨーク支店長も一旦は大蔵省と争う姿勢を見せた。

つまりは、大和銀行は企業防衛策として、「お上にはご報告もし、ご相談もしていたのですよ」と、開き直ったのである。このツケは後々重くのしかかることが、懸念される。

#### (4) その他の問題

紙数は尽きたが、まだまだ問題はある。ここではその項目を示すだけに留めよう。

##### ●大蔵、日銀チェックのお粗末さ

(95.10.17 北沢 栄「節穴だった大蔵、日銀5回のチェック」『エコノミスト』)

##### ●疑問が多い大蔵省の指導体制

(95.11.10 「大和銀行の処理に関連して今後大蔵省として対応すべき課題」『金融財政事情』95.11.20。何か言い訳じみた内容である。)

##### ●実効が上がったのか、「業務改善命令」

1995年10月に大和銀行に「業務改善命令」が出され、96年1月に大蔵省に「業務改善計画」が出された。96年11月25日、大蔵省は業務改善命令を1年ぶりに解除した。果して実効が上がったのか。

##### ●代表取締役訴訟の帰趨はどうなるのか。

##### ●大和銀行の経営は今後どうなるのか。

## おわりに

この事件は論者の分類<sup>6)</sup>によれば、「従業員不正」から、「組織不正」「経営者不正」へと発展した内部管理上の重大事件であり、国内外に多大な影響を及ぼした。その意味では、世界的不祥事として後世に名を留めよう。

日本の金融界は、これを大きな教訓として受け留め、国際ルール、国際基準の確立に努めなければならない。

それにしても、今もってディーリング部門とバックオフィスの分離がなされていなかったとは、驚きである。論者が一勸シンガポール事件を契機に行った海外店検査でもそれは既に完了していた。

今日の課題は、バックオフィスがディーリング部門に押されないように、役席者を含むミドルオフィスの設置と、法令遵守のためのコンプライアンス部門の充実であろう。

井口被告に見くびられた内部検査(残高証明書の偽造)、コンファメーションの隠蔽の看過にしても、有価証券預入先と主要勘定保持先数行に検査員が実査に赴くか、ヒアリングを行えば、残高の大幅不突合を発見するのは容易だった筈である。

時流に流されない真剣さこそが求められるのである。

---

### 注

- 1) 橋本光憲「最新英米金融レポート」『リテールバンキング』経済法令研究会、1995年12月号。
- 2) 同上「銀行経営と内部管理——銀行経営論の新領域を提唱する——」『国際経営論集』第11号、神奈川大学経営学部、1996年9月。
- 3) 久原正治『銀行経営の革新——日米比較研究——』学文社、1997年、125～156

ページ。

- 4) ブルース・A・オートワイン「在米邦銀をとりまくホワイトカラー犯罪法」『金融財政事情』1996年7月8日号，金融財政事情研究会。
- 5) 渡辺良行(毎日新聞ニューヨーク支局長)「大和銀行の隠蔽工作」『文藝春秋』1996年12月号，文藝春秋。
- 6) 橋本光憲「金融不祥事の“系譜”と問題点」(後)『国際経営論集』第9号，神奈川大学経営学部，1995年8月，39ページ。

### 主要参考文献

- (1) 奥村 宏『無責任経営「銀行の罪」』講談社，1996年(2月)。(特に第7章「大蔵省の責任」)
- (2) 水野隆徳『ニューヨーク発 大和銀行事件——日本の銀行が陥った国際金融犯罪の全貌——』ダイヤモンド社，1996年(11月)。
- (3) 井口俊英『告白』(The Confession)，文藝春秋，1997年(1月)。
- (4) 坪谷二郎『銀行破綻と銀行経営』中央経済社，1997年(2月)。
- (5) 久原正治『銀行経営の革新——日米比較研究——』学文社，1997年(5月)。(特に第4章「邦銀経営組織の特質」)
- (6) 文藝春秋編集部「井口俊英被告『告白状』独占公開」『文藝春秋』1996年1月号，文藝春秋。
- (7) 「井口俊英『告白』」『週刊文藝春秋』1997年1月16日号，文藝春秋。
- (8) 「『告白』解説講座」『金融ビジネス』1997年4月号，東洋経済新報社。